こころとからだのしくみと生活支援技術	七五	講義と演習を一体で実施すること。	
介護に必要な基礎的知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。	四	講義と演習を一体で実施すること。	
振り返り		必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。	
合　計	一三〇		

（注）　右記とは別に、筆記試験による修了評価（一時間程度）を実施すること。

○農林水産省告示第五百六十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、財団法人自然農法国際研究開発センターが認定に関する業務を行う事業所について、平成二十四年二月四日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
静岡県熱海市田原本町九番一号	静岡県熱海市桃山町十六番三

○農林水産省告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉穂郡桂川町大字土師字谷二九〇二、二九〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉字金久曽一八一四、一八一五の八から一八一五の一〇まで、一八一五の一七、字百合野一九九四、一九九六、字大山口二二五〇、二二八七の一、二二八七の三九、二二八七の五八、二二九六の一、二三〇八、二三〇九、二三四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字曽場二六一八、二六二一、字桑上ノ山二七八八の四、二七八八の八、二八一七の三、字桑余長谷二八四九、二八五〇、二八五一の一、二八五一の二、二八五三の一、二八六四の五、黒木町北大淵字谷五〇六四、字枝記浦木五一五六の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑上ノ山二七八八の四・字桑余長谷二八五一の一・二八五一の二・二八五三の一・二八六四の五・字曽場二六一八・二六二一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉穂郡桂川町大字土師字笹ヶ瀬二七八二の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字クエ坪一八〇七八、字コウカ原一八一七六の一、一八二〇三の一、字小室の向一八八七四の一・一八八七五・一八八七六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字小室一八九一四の二、一八九一四の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字クエ坪一八〇七八・字コウカ原一八一七六の一・字小室一八九一四の二・一八九一四の五・字小室の向一八八七四の一・一八八七五・一八八七六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）